

外来腫瘍化学療法に係る掲示

令和6年4月1日

当院は「外来腫瘍化学療法診療料1」に係る届出医療機関です。

(1) 専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1人以上配置し、電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。

(2) 緊急時に入院できる体制が確保されています。

(3) 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師、業務に携わる看護師、薬剤師及びその他の職種から構成されています。

NTT東日本関東病院